

**斑鳩町立小・中学校及び幼稚園
新型コロナウイルス感染症にかかる学校再開ガイドライン**

令和2年5月21日

斑鳩町教育委員会

はじめに

新型コロナウイルスの感染症に係るご対応につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

去る令和2年4月7日に、政府は、東京都、大阪府など7都府県に対し、緊急事態宣言を発出しましたが、その後も新型コロナウイルス感染症の感染者は、依然として増加傾向が続き、4月16日には、その緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されました。

そうしたなか、本町では、新年度当初からの町立小中学校および幼稚園につきましては、政府の緊急事態宣言並びに本町及び周辺地域の感染症罹患状況などを総合的に勘案した結果、5月29日までを臨時休業としてきました。

現在、斑鳩町内においては、令和2年4月12日以降、新たな感染者の確認はされておらず、去る5月14日には、奈良県における、緊急事態宣言が解除されました。

今後、感染防止に細心の注意を払い、生活様式を見直しつつ、社会経済活動の再開に向け、施設の使用制限等も段階的に緩和されていくこととなります。

これらを受けまして、町立小中学校、幼稚園においても、引き続き、感染防止対策に万全を期すこととしたうえで、「安全」・「教育」・「福祉」の観点に留意しながら、6月1日からの学校、幼稚園の再開に向けまして、段階的に準備を進めます。

「安全」…子どもたちの命と健康を守る。

「教育」…子どもたちの学びを止めない。(学習を保障する。)

心身の健全育成を図る。

「福祉」…安心して子どもを預けられる(子どもが安心して過ごせる)場である。

栄養ある食事ができる。

1. 学校、幼稚園の再開に向けたプロセス

学校、幼稚園の再開に向けては、準備期間を設け、以下のプロセスを進めることとします。なお、学校、幼稚園ごとの幼児児童生徒や地域の実情に応じて、具体的な対応を検討します。

(1) 家庭での健康観察等（5月22日まで）

◇学校、幼稚園再開の準備として、家庭において検温等の健康観察や、手洗いの徹底等を行うよう依頼します。

(2) 週2回程度の登校（園）日の実施（5月25日から5月29日まで）

◇学級を2グループに分けるなど分散による登校（園）を行うこととし、在校（園）時間も3時間程度とします。

◇感染防止のため、教室内において幼児児童生徒間の距離が1m以上確保できるよう座席を配置します。

◇登校日においては、休業期間中の学習に関するフォローアップや学校再開に向けた新たな学習課題の提示などを行います。

◇進学、進級に伴う、生活環境の変化への順応を支援するため、幼児児童生徒の心身の変調の有無に細心の注意を払います。

(3) 学校、幼稚園の再開（6月1日から）

◇学校再開後も、当面の間、原則として分散登校を継続します。

◇幼児児童生徒の身体的距離を確保するため、教室内において幼児児童生徒間の距離が1m以上確保できるよう座席を配置します。

◇学級を2つのグループに分け、毎日、それぞれ午前または午後の登校（園）を基本とします。

2. 感染防止対策の徹底について

学校、幼稚園の再開に向けた準備期間及び再開後も継続して、以下の感染防止対策を徹底することとします。

(1) 生活様式の見直しに関する啓発

◇以下の点について、普段から心がけるよう、幼児児童生徒に指導するとともに、家庭への啓発を行います。

- ・人との間隔は、最低1 m空ける。
- ・会話は、できるだけ真正面を避ける。
- ・症状がなくてもマスクを着用する。
- ・家に帰ったら、すぐに手洗い、うがい、着替え、シャワー・入浴を行う。
- ・手洗い30秒程度、水と石けんで丁寧に行う。
- ・感染流行地域へは行かない。
- ・帰省や旅行を控える。

(2) 家庭における検温や健康観察の要請

◇登校（園）再開までの期間に、日々の検温の徹底や手洗いなどの習慣の徹底について各家庭に協力を求めます。

◇登校（園）再開後においても、各家庭において、毎朝の検温及び風邪のような症状の有無の確認を行い、異常が見られた場合には、登校を控え、必要に応じて医療機関へ相談をするよう依頼します。なお、自宅で休養することで回復した場合については、その症状が治まってから3日間の自宅待機後、翌日から登校可能とします。

(3) 学校、幼稚園における感染防止対策

◇新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、幼児児童生徒自らが感染リスクを理解し、避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

◇登校（園）後の感染防止のため、マスク着用を基本とし、こまめな手洗いの励行を徹底します。なお、マスクは、各家庭で用意されるよう協力を依頼し、市販品の入手が困難な場合には、手作りマスク等にかかる情報提供を行います。

◇教室やトイレなど幼児児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの幼児児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日数回、消

毒液等を使用して清掃を行います。

◇密閉を回避するため、休憩時間ごとに、こまめな換気を徹底します。このとき2方向以上の窓や扉を同時に開けるなど、より効果的な換気を行います。

◇幼児児童生徒が登校後に発熱した場合については、当該幼児児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導します。なお、幼稚園児や低学年の児童または症状が重く移動が困難な場合など、一時的に学校(園)で待機が必要な場合は、保健室以外に別の待機場所を設けるなど、他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮します。

3. 学校、幼稚園再開時の感染症対策及び留意事項

(1) 学習指導における感染予防対策

◇各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いと考えられる学習活動については、当面の間は、実施を見合わせます。

- ・音楽科の授業で密閉された室内での歌唱指導
- ・家庭科、技術家庭科の調理実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・対面形式や身体的な接触を伴う実習や実験など、幼児児童生徒が密集または対面形式となるグループワーク等

◇教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、できるだけ機会を少なく、短時間とし、咳エチケット等の徹底を行います。

(2) 医療的ケア等が必要な幼児児童生徒等の登校の判断

◇医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒等や基礎疾患のある幼児児童生徒等については、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

(3) 個々の幼児児童生徒への支援

◇個別面談やアンケート調査等を通して、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、必要に応じて、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援に努めます。

◇最終学年の児童生徒など、進路、進学に対して不安を感じている児童生徒がいることから、適時、個別相談に応じるなど支援に努めます。

(4) オンラインの活用

◇学校再開後も当分の間、分散登校を継続することが考えられることや、今後も新型コロナウイルスの感染状況の変化により、再び臨時休業に伴う自宅学習が必要となることも考えられることから、動画資料の研究やオンライン教材の活用を継続します。

(5) クラブ活動、部活動

◇クラブ活動、部活動については、身体の接触の機会が多い種類・種目、密集・密接となる活動は避け、内容や方法を工夫し、個人での練習を中心に活動します。

(6) 学校給食の実施

◇学校給食については、栄養価を保ちつつ、配膳の過程を簡略化できる献立とするなど、関わる人数や時間を少なくする工夫を行います。

◇幼児児童生徒の食事の前の手洗いを徹底し、食事中に机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの指導を行います。

4. 新型コロナウイルス感染症にかかる人権意識啓発

感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。

このような偏見や差別が生じることがないように、幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を徹底します。

5. 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

小中学校、幼稚園において、幼児児童生徒または教職員に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、速やかに以下の対応を行います。

(1) 学校関係者に感染者が発生した場合の報告

- ①学校、幼稚園は、幼児児童生徒、その家族及び教職員に感染者が発生した場合は、直ちに教育委員会、学校医への報告を行います。
- ②教育委員会は、学校、幼稚園から感染者の発生の報告を受けた場合は、直ちに町長及び町衛生担当部局、保健所に報告を行います。

(2) 学校、幼稚園の臨時休業措置に係る対策本部会議の開催

- ①教育委員会は、学校、幼稚園から(1)による報告があった場合は、町長に対策本部会議の開催を要請し、感染拡大防止策として、速やかに臨時休業の措置の要否など、今後の対応について協議します。
- ②教育委員会は、対策本部会議の結果に基づき、臨時休業等の必要性を総合的に判断し、学校、幼稚園の全部または一部の臨時休業を決定し、感染した幼児児童生徒、教職員に係る濃厚接触者の登校(園)、出勤を停止します。

(3) 学校関係者の感染が判明した場合の対応及び状況調査

- ①学校(園)長は、幼児児童生徒または教職員の感染が判明した場合または濃厚接触者の特定がなされた場合には、直ちに、当該幼児児童生徒の登校(園)または教職員の出勤を停止します。
- ②学校(園)長は、当該幼児児童生徒の学校(園)内での活動の態様、当該幼児児童生徒との接触者の状況等を直ちに確認します。
- ③教育委員会は、町及び県の衛生主管部局と連携し、感染者等の学校(園)内の活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認します。
- ④臨時休業の判断に係る状況調査については、以下のポイントに留意します。

・学校、幼稚園内における活動の態様

感染者が、学校、幼稚園内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染の広

がる範囲が異なってくることから、感染者の活動状況などを詳細に確認します。

- 接触者の多寡

不特定多数との接触があった場合などは、すでに感染を広めているおそれが高いことから、接触者の状況を調査します。

- 地域における感染拡大の状況

地域における新規感染者の確認の有無や、地域における感染経路、学校関係者とは接点について確認します。

- 感染経路の明否

学校、幼稚園内での複数の感染者が確認された場合は、学校内でのクラスターの発生の可能性を調査します。

感染経路が判明しており、学校、幼稚園外での感染が明らかである場合には、他の幼児児童生徒との接触状況を調査します。